

議案第 28 号

四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例について

四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 3 月 6 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例

四万十町興津青少年旅行村条例（平成 18 年四万十町条例第 139 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

1 宿泊（1 泊につき）

区分		高校生以上	中学生以下	単位
海の家	大広間	2,100 円	1,700 円	1 人
	個室	13,000 円		1 室（定員 4 人）
中央管理棟		2,500 円	2,000 円	1 人
ログハウス		4 人まで 13,000 円		1 棟（1 人増すごとに 2,000 円増）

備考 未就学児は無料とする。

2 休憩（3 時間以内）

区分	高校生以上	中学生以下	単位
海の家 大広間	600 円	400 円	1 人
中央管理棟	600 円	400 円	1 人
ログハウス	3,200 円		1 棟

備考

1. 超過 1 時間増すごとに、利用料金を 3 で除した額を加算するものとする。（10 円未満の端数が生じたときは、10 円に切り上げるものとする。）
2. 未就学児は無料とする。

3 貸与料

区分	金額	単位
テント	4,000 円	1 張り
飯ごう	200 円	1 個
電灯	300 円	1 個

4 持込料金

区分	金額	単位
テント	2,000 円	1 区画

備考 1 区画の横幅が 7 m を超える場合は 1,000 円増

5 使用料

区分	金額	単位
温水シャワー	100 円	1 回

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。